

証券コード 2435
平成19年6月13日

株 主 各 位

北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
株 式 会 社 シ ダ ー
代表取締役社長 山 崎 嘉 忠

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
ステーションホテル小倉（JR小倉駅ターミナルビル）
TEL (093) 541-7111
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第26期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第26期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cedar-web.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善等により、設備投資の増加や雇用情勢の回復を背景に、緩やかな景気の拡大を持続しております。

介護サービス業界では、平成18年4月より施行された改正介護保険法に基づき「新予防給付」が新設され、介護予防のための効果的、効率的な自立支援等の新しいサービスへの対応が求められております。また介護サービスへの需要の拡大に伴い、業界内での競争はますます激化していくことが予想されております。

このような状況のもと当社におきましては、デイサービス事業において介護報酬改定による利用者一人当りの利用単価引下げの中、人員配置や業務手順の徹底的な見直しを行い効率的な運営に取り組むことで、損益構造の改善を図りました。また、デイサービスと並ぶ今後の新たな収益の柱として取り組んでおります施設事業の拡大を目指し、有料老人ホームを新規に9施設開設するなど、積極的に施設展開を図ってまいりました。

この結果、当期の売上高は4,519百万円となり、営業損失は403百万円、経常損失は406百万円、当期純損失は247百万円となりました。

当社は、剰余金の配当につきまして、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様への利益還元も重要な課題であると認識しておりますが、当期の業績や経営環境を踏まえ、総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業部門	売上高	前期比増減
デイサービス事業	2,780,663千円	△15.3%
訪問看護事業	367,284千円	△6.2%
ヘルパー事業	148,831千円	△18.6%
ケアプラン事業	224,527千円	△7.8%
施設事業	998,111千円	553.2%
合計	4,519,420千円	6.3%

1. デイサービス事業

当事業部門におきましては、既存デイサービス施設の登録利用者数や施設稼働率は計画の範囲内で推移いたしましたが、利用単価が引き下げられたことや、利用者の予防給付への移行の影響もあり、売上高は2,780,663千円（前年比15.3%減）となりました。

2. 訪問看護事業

当事業部門におきましては、平成18年4月の介護報酬改定の影響もあり、訪問リハビリの利用者の減少に伴い、売上高は低調に推移いたしました。その結果、売上高は367,284千円（前年比6.2%減）となりました。

3. ヘルパー事業

当事業部門におきましては、新規開設の施設事業への経営資源の集中を図るため、現状施設及びサービスの維持に努めました。その結果、売上高は148,831千円（前年比18.6%減）となりました。

4. ケアプラン事業

当事業部門におきましては、平成18年4月の介護報酬改定の影響もあり、売上高は低調に推移いたしました。その結果、売上高は224,527千円（前年比7.8%減）となりました。

5. 施設事業

当事業部門におきましては、デイサービス事業について、第二の主力事業と位置づけており、前事業年度より本格的に施設事業（ブランド名「介護付有料老人ホーム ラ・ナシカ」）に参入しております。当期におきましては、松山市に「ラ・ナシカ もりまつ」、札幌市に「ラ・ナシカ ていね」、千葉市に「ラ・ナシカ たかしな」、「ラ・ナシカ こぶけ」、大阪市に「ラ・ナシカ つるみ」、堺市に「ラ・ナシカ かみいし」、岡山市に「ラ・ナシカ くにとみ」、倉敷市に「ラ・ナシカ くらしき」、小樽市に「ラ・ナシカ あさり」を開設いたしました。一部の施設において開設月の遅延が発生しましたが、開設後の利用者獲得は概ね堅調に推移しております。また、新規事業への取り組みとして、岡山市に「小規模多機能型居宅介護 ライフサポートなださき」と、併設して高齢者向けマンション「ライフサポートマンションなださき」を開設しております。その結果、売上高は、998,111千円（前年比553.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は72,721千円で、その主なものは当事業年度中に開設いたしました9つの有料老人ホームの工具器具及び備品等56,005千円であります。

③ 資金調達の状況

銀行からの長期借入により1,100,000千円の資金調達をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (自 15. 4. 1 至 16. 3. 31)	第 24 期 (自 16. 4. 1 至 17. 3. 31)	第 25 期 (自 17. 4. 1 至 18. 3. 31)	第 26 期 (自 18. 4. 1 至 19. 3. 31)
売 上 高(千円)	3,125,815	3,649,015	4,251,819	4,519,420
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	97,911	288,201	297,187	△406,010
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	41,364	164,842	166,354	△247,217
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	80.57	31.34	28.99	△43.08
総 資 産 (千円)	2,950,751	3,712,147	4,231,954	4,858,202
純 資 産 (千円)	427,968	988,060	1,125,725	849,818

- (注) 1. 第26期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第23期におきましては、福岡地区で福岡西、千葉地区で花見川、六高台の3デイサービス施設を新規展開いたしました。
3. 第24期の状況につきましては、福岡地区で黒崎、滋賀地区で建部、千葉地区で馬橋、新柏、鎌ヶ谷の5デイサービス施設を新規展開いたしました。
4. 第25期の状況につきましては、福岡地区で和白、山口地区で幡生の2デイサービス施設を新規展開し、介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ」では、福岡地区に「ふじまつ」「みとま」「ちはや」、千葉地区に「あすみが丘」、四国地区に「こうざい」の5施設を新規展開いたしました。
5. 第26期の状況につきましては、前記「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

介護サービス業界におきましては、高齢者人口の増加と介護サービスの認知度向上に伴い、介護サービスへの需要は持続的な拡大が見込まれているため、今後も企業の介護サービス事業への参入は積極化し、競争は激化するものと予想されます。それらの要素を踏まえ、平成18年4月の介護保険制度改正では、「中重度者への支援強化」「介護予防、リハビリテーションの推進」「地域密着型サービスの創設」「サービスの質の向上」「医療と介護の機能分担・連携の明確化」などの基本方針を示しており、軽度の要介護者を対象に「新予防給付」が創設され、介護予防のための効果的、効率的な自立支援、サービスの提供を行うことで要介護者の増加抑制をはかり、介護給付の適正化を反映させる考えです。

このような状況を踏まえて、当社は、リハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、要介護者や要支援者の自立支援を推進することで介護保険制度の目的に沿ったサービスを提供してまいります。具体的には、運動器機能向上をはじめとする各種の介護予防事業への取り組みを積極的に行う体制を整備するほか、有料老人ホーム事業におきましても、快適、上質なサービスに加え、当社の強みを生かしたリハビリ重視の施設として展開し他社との差別化を目指す考えです。

これらによる今後のさらなるサービスの向上と業容の拡大に向け、今後もこれまで以上に経営の効率化を進め、事業推進に欠かせない人員の育成を積極的に図ってまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社は、主に介護保険法の適用を受ける介護サービス事業を行っております。各事業部門の主なサービスの内容は、以下のとおりであります。

① デイサービス事業

デイサービス施設において、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、食事・入浴・機能訓練・日常生活の介助等のサービスを提供しております。

② 訪問看護事業

医療保険法・介護保険法の適用を受け、医師の指示書に基づき、看護師や理学療法士・作業療法士が利用者のご自宅に訪問しサービスを提供しております。

③ ヘルパー事業

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、介護福祉士やヘルパー資格保持者が利用者のご自宅に訪問し、生活全般にわたる援助や身体介助のサービスを提供しております。

④ ケアプラン事業

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、ケアマネジャーが利用者一人ひとりの要望と必要に応じたサービス計画を作成し適切な介護サービスの選定やマネジメントを行うサービスを提供しております。

⑤ 施設事業

介護付有料老人ホームにおいて、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して特定施設介護サービス計画に基づいて食事・入浴・排せつ・機能訓練等の日常生活全般をサポートする介護サービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (平成19年3月31日現在)

本 社	福岡県北九州市小倉北区大島
-----	---------------

デイサービスセンター 22施設 (あおぞらの里)	
下 関	山口県下関市今浦町
下 関 幡 生	山口県下関市幡生本町
小 文 字	福岡県北九州市小倉北区大島
戸 ノ 上	福岡県北九州市門司区大里戸ノ上
徳 力	福岡県北九州市小倉南区南方
宇 佐 町	福岡県北九州市小倉北区宇佐町
黒 崎	福岡県北九州市八幡西区黒崎 (グループホーム併設)
香 住 ケ 丘	福岡県福岡市東区香住ヶ丘
古 賀	福岡県古賀市今の庄
舞 松 原	福岡県福岡市東区舞松原
福 岡 西	福岡県福岡市西区野方
和 白	福岡県福岡市東区和白丘
行 橋	福岡県行橋市道場寺
豊 前	福岡県豊前市三毛門
八 千 代	千葉県八千代市高津
薬 円 台	千葉県船橋市薬円台
花 見 川	千葉県千葉市花見川区畑町
六 高 台	千葉県松戸市六高台
馬 橋	千葉県松戸市馬橋
鎌 ケ 谷	千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷
新 柏	千葉県柏市豊住
建 部	滋賀県東近江市建部日吉町

介護付有料老人ホーム		14施設（ラ・ナシカ）
て	い ね	北海道札幌市手稲区手稲本町
あ	さ り	北海道小樽市新光
あ	す み が 丘	千葉県千葉市緑区あすみが丘
た	か し な	千葉県千葉市若葉区東寺山町
こ	ぶ け	千葉県千葉市稲毛区小深町
つ	る み	大阪府大阪市鶴見区今津北
か	み い し	大阪府堺市堺区神石市之町
く	に と み	岡山県岡山市国富
く	ら し き	岡山県倉敷市青江
こ	う ぎ い	香川県高松市香西本町
も	り ま つ	愛媛県松山市森松町
ふ	じ ま つ	福岡県北九州市門司区藤松
み	と ま	福岡県福岡市東区三苫
ち	は や	福岡県福岡市東区松崎

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493（466）名	△38（177）名	36.8歳	3.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び登録社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山口銀行	893百万円
株式会社西日本シティ銀行	633
株式会社大分銀行	556
株式会社三井住友銀行	549
株式会社三菱東京UFJ銀行	392
株式会社佐賀銀行	164
株式会社福岡銀行	100
株式会社十八銀行	100

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,738,000株
- (3) 株主数 1,893名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
山 崎 嘉 忠	1,454千株	25.3%
株式会社ビジネスラスト	969	16.9
有限会社タチバナ	600	10.4

(注) 出資比率は発行済みの普通株式の総数を分母に計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
取締役社長 (代表取締役)	山 崎 嘉 忠	
専務取締役	座小田 孝 安	営業本部長
取 締 役	松 尾 剛	管理本部長
取 締 役	吉 木 伸 彦	(株)ビジネストラスト代表取締役社長
取 締 役	川 野 好 彦	(株)小倉屋代表取締役社長
常勤監査役	寺 戸 靖 和	
監 査 役	板 鳥 博 子	板鳥司法書士事務所
監 査 役	江 口 博 明	西部沢井薬品(株)代表取締役社長

- (注) 1. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役吉木伸彦氏は、株式会社ビジネストラストの取締役を兼務しております。
 - ・取締役川野好彦氏は、株式会社小倉屋の取締役を兼務しております。
 - ・監査役板鳥博子氏は、司法書士の資格を有しております。
 - ・監査役江口博明氏は、西部沢井薬品株式会社の取締役を兼務しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	25,200千円
監 査 役	3	6,000
合 計	8	31,200

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
- ② コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規定に従い、適切に保存・管理を行うこととされております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる最高責任者、及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができることとしております。
- ② 取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定することとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告しております。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。
- ③ 監査役は、当社の会計監査を行う監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	427,227	買掛金	83,199
売掛金	839,044	短期借入金	662,000
前払費用	54,187	一年以内返済 予定長期借入金	466,894
未収法人税等	71,889	未払金	67,041
繰延税金資産	118,310	未払費用	97,923
その他	1,559	未払法人税等	10,380
貸倒引当金	△3,079	賞与引当金	105,685
		その他	37,966
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	2,262,259
建物	1,131,583	退職給付引当金	114,851
構築物	38,084	預り保証金	100,183
車両運搬具	4,637		
工具器具及び備品	92,763	負債合計	4,008,384
土地	870,731	純資産の部	
建設仮勘定	1,000	株主資本	
無形固定資産		資本金	432,280
ソフトウェア	10,346	資本剰余金	
その他	8,514	資本準備金	308,030
投資その他の資産		資本剰余金合計	308,030
投資有価証券	96,459	利益剰余金	
長期前払費用	107,871	利益準備金	1,000
敷金・保証金	845,190	その他利益剰余金	
繰延税金資産	141,880	繰越利益剰余金	108,508
		利益剰余金合計	109,508
資産合計	4,858,202	株主資本合計	849,818
		純資産合計	849,818
		負債純資産合計	4,858,202

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,519,420
売 上 原 価	4,588,788
売 上 総 損 失	69,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	334,024
営 業 損 失	403,393
営 業 外 収 益	31,416
営 業 外 費 用	34,033
経 常 損 失	406,010
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	41
貸 倒 引 当 金 戻 入	125
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,141
税 引 前 当 期 純 損 失	407,984
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,463
未 払 法 人 税 等 戻 入	△5,734
法 人 税 等 調 整 額	△162,495
当 期 純 損 失	247,217

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金計 合		
					繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	384,415	385,415	1,125,725	1,125,725
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△28,690	△28,690	△28,690	△28,690
当期純損失					△247,217	△247,217	△247,217	△247,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△275,907	△275,907	△275,907	△275,907
平成19年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	108,508	109,508	849,818	849,818

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のないもの

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 ……………24～38年

工具器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については発生時の翌期に全額費用処理しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

当社は消費税等の会計処理は税込み方式によっております。

(6) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、849,818千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,050,417千円
土地	870,731千円
計	1,921,149千円

上記の物件は、長期借入金1,992,038千円、一年以内返済予定の長期借入金227,429千円、短期借入金178,164千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 531,911千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	10,395千円
------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,738千株	－千株	－千株	5,738千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年6月29日開催の第25回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	28,690千円
・1株当たり配当額	5円
・基準日	平成18年3月31日
・効力発生日	平成18年6月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金損金算入限度超過額	42,675千円
未払社会保険料否認	4,912千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	904千円
繰越欠損金	71,876千円
計	120,369千円

② 固定資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	46,377千円
繰越欠損金	95,503千円
計	141,880千円
繰延税金資産合計	262,249千円

(繰延税金負債)

事業税還付金	2,059千円
--------	---------

繰延税金資産の純額	260,190千円
-----------	-----------

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しています。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	248,167千円	94,198千円	153,968千円
ソフトウェア	22,105	10,901	11,204
合計	270,273	105,100	165,172

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	51,199千円
1年超	113,973千円
合計	165,172千円

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	48,110千円
減価償却費相当額	48,110千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	117,813千円
1年超	1,011,880千円
合計	1,129,693千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	株式会社 メディック スジャパン (注) 1	95,000	医療機器 販売・医 薬品卸・ 給食事業	0.91	-	給食業 務委託 等及び 事業所 賃借	給食業務 委託料等 の支払 (注) 2	120,038	買掛金	2,769
							事業所賃 借料の支 払 (注) 3	28,224	敷金	30,800

- (注) 1 当社の役員の近親者が議決権の100%を保有しております。
 2 給食業務委託料につきまして、市場価格を勘案の上決定しております。
 3 賃借料につきましては、近隣の取引実勢を勘案の上決定しております。
 4 上記金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	148円10銭
(2) 1株当たり当期純損失	43円08銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失(△)	△51,199千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失(△)	△247,217千円
普通株式の期中平均株式数	5,738千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年5月19日

株 式 会 社 シ ダ ー

常勤監査役 寺 戸 靖 和 ⑩

監 査 役 板 鳥 博 子 ⑩

監 査 役 江 口 博 明 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第26期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（15頁から21頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業拡大、および「介護保険法」が平成18年4月1日に改正されたことに伴い、介護市場の伸長や変化に迅速に対応した事業運営を目的として新設するほか、所要の字句の整序を図るとともに、現行定款の一部を下表の変更案のとおり改めたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
5. <u>通所介護及び認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業。</u>	5. 通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護の居宅サービス事業。
6. <u>介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業。</u>	6. 介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業。
<u>19. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の経営。</u>	(削 除)
<u>20.</u>	<u>19.</u>
↳ (条文記載省略)	↳ (現行どおり)
<u>23.</u>	<u>22.</u>
(新 設)	<u>23. 介護保険法に基づく地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)事業。</u>
(新 設)	<u>24. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)事業。</u>
(新 設)	<u>25. ホテル及び宿泊・料飲施設等の経営。</u>
(新 設)	<u>26. スポーツ及び温泉等の娯楽施設の経営。</u>
<u>24. 上記各号に附帯する一切の業務。</u>	<u>27. 上記各号に附帯する一切の業務。</u>

以上

<メモ欄>

<メモ欄>

<メモ欄>